

第149回

横浜市都市計画審議会

議事録

- 1 開催日時 平成30年11月16日（金）午後1時30分～午後3時08分
- 2 開催場所 ラジオ日本クリエイト AB会議室
- 3 議 案 2 ページ
- 4 資 料 ・都市計画案件の計画書、計画図、参考資料
- 5 出席委員及び  
欠席委員 3 ページ
- 6 出席した関係  
職員の職氏名 4 ページ
- 7 議事のでん末 6 ページ
- 8 開催形態 全部公開

# 第149回横浜市都市計画審議会案件表

日 時 平成30年11月16日(金)午後1時30分開始  
場 所 ラジオ日本クリエイト AB会議室

■ 審議案件  
1 都市計画案件

説明区分	議題番号	件 名	内 容
No. 1	1239 ～ 1241	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の決定	【台村町特別緑地保全地区】 (1239) 【篠原町特別緑地保全地区】 (1240) 【下川井町特別緑地保全地区】 (1241)  周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。
	1242 ～ 1245	横浜国際港都建設計画 特別緑地保全地区の変更	【恩田東部特別緑地保全地区】 (1242) 【上菅田町笹山特別緑地保全地区】 (1243) 【今川町特別緑地保全地区】 (1244) 【市沢町特別緑地保全地区】 (1245)  周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、既存の区域と隣接及び近接する緑地を一体として変更します。
No. 2	1246	横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更	市街化区域内で適正に管理されている農地等を計画的に保全するため、生産緑地地区を変更します。
No. 3	1247	横浜市都市計画マスタープラン 南区プランの改定	平成25年3月「横浜市都市計画マスタープラン全体構想」が改定されたことなどを踏まえ、横浜市都市計画マスタープラン南区プランを改定します。

- 報告事項
- 1 横浜市生産緑地地区指定要領等の改正について
  - 2 横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プランの改定について

## 出席委員

政策研究大学院大学教授	森 地 茂
横浜国立大学大学院教授	高見沢 実
横浜市立大学国際総合科学部教授	齊 藤 広 子
千葉大学大学院教授	池 邊 このみ
首都大学東京大学院准教授	橋 本 美 芽
横浜商工会議所副会頭	池 田 典 義
神奈川県弁護士会	杉 原 光 昭
社団法人神奈川県宅地建物取引業協会副会長	山野井 正 郎
一般社団法人横浜市建築士事務所協会理事	玉 野 直 美
横浜市会議長	松 本 研
〃 副議長	森 敏 明
〃 政策・総務・財政委員会委員長	渋 谷 健
〃 国際・経済・港湾委員会委員長	高 橋 徳 美
〃 市民・文化観光・消防委員会委員長	望 月 康 弘
〃 こども青少年・教育委員会委員長	斎 藤 真 二
〃 健康福祉・医療委員会委員長	麓 理 恵
〃 温暖化対策・環境創造・資源循環委員会委員長	草 間 剛
〃 建築・都市整備・道路委員会委員長	石 渡 由紀夫
〃 水道・交通委員会委員長	遊 佐 大 輔
自治会・町内会長	網 代 宗四郎
横浜のまちづくりに携わった経験のある者	蕪 木 利 夫
〃	村 松 晶 子

## 欠席委員

駒澤大学法学部教授	内 海 麻 利
東海大学工学部教授	岩 田 利 枝
横浜農業協同組合代表理事組合長	黒 沼 利 三
神奈川県警察本部交通部交通規制課長	井 上 慧 介

出席した関係職員の職氏名

環境創造局みどりアップ推進部緑地保全推進課長	清水 健二
〃 担当課長	坂井 和洋
〃 課長補佐（みどりアップ推進部緑地保全推進課担当係長）	関本 直子
〃 担当係長	小室 快人
〃 担当係長	庄子 てい子
〃 担当	河田 杏子
〃 担当	吉田 郁也
〃 担当	安井 弓子
〃 担当	藤原 理恵子
〃 担当	永井 みなみ
〃 担当	平野 賢二郎
〃 農政推進課長	水谷 誠
〃 担当係長	宮口 均
〃 担当	阿部 あかね
〃 担当	成田 渚
都市整備局地域まちづくり部地域まちづくり課長	磐村 信哉
〃 課長補佐（地域まちづくり部地域まちづくり課担当係長）	松岡 文和
〃 担当係長	植竹 秀樹
〃 担当	石土 健太郎
〃 担当	小杉 理理子
南区総務部区政推進課長	黒田 美夕起
〃 まちづくり調整担当係長	小倉 哲人
〃 企画調整係担当	熊野 雅章
〃 企画調整係担当	田村 彩
鶴見区総務部区政推進課長	飯島 龍
〃 まちづくり調整担当係長	新井 貴美子
〃 まちづくり調整担当	磯部 公哉
〃 企画調整係担当	田村 栄祥
(事務局)	
建築局長	坂 和 伸 賢
〃 企画部長	中 川 理 夫
〃 企画部都市計画課長	大 友 直 樹
〃 地域計画係長	林 隆 一
〃 用途地域見直し等担当係長	雨 宮 寿 親

”

都市施設計画係長

水谷年希

”

調査係長

岩松一郎

議事のでん末

## 1 開 会

### ●森地会長

それでは、ちょっと時間が早いのですが、皆さんおそろいですので始めたいと思います。第149回横浜市都市計画審議会を開会します。

傍聴の方は、受付でお渡しした傍聴者の注意事項をお守りいただき、審議会の秩序の維持に御協力をお願いいたします。

初めに、審議会の進行等について、事務局から説明をお願いします。

## 2 会議公開の確認

### ●建築局都市計画課調査係長

それでは、本日の進行等について説明させていただきます。本審議会は横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱に基づきまして、公開とさせていただきます。本日も傍聴者の方がいらっしゃるとともに、会議録も公開となります。

## 3 委員紹介

### ●建築局都市計画課調査係長

初めに、新たな委員に就任された学識経験者の委員の方を1名御紹介します。臨時委員の井上慧介委員でございます。臨時委員は、交通管理者に関わる重要な案件の審議がある場合に、神奈川県警察本部の交通規制課長に御出席いただいておりますが、本日は該当案件がございませんので御出席はいただいております。

## 4 定足数の確認

### ●建築局都市計画課調査係長

次に、定足数について御報告します。本日御出席の委員は25名中22名ですので、横浜市都市計画審議会条例第6条に定める2分の1の定足数に達していることを御報告いたします。

## 5 配布資料の確認

### ●建築局都市計画課調査係長

続きまして、机上配付の資料について確認させていただきます。上から順に次第、諮問書の写し、審議会委員名簿、座席表、そして、審議案件等に関する資料を綴じた青いファイルとなります。資料は以上でございます。不足がございましたら、近くの職員へお申し出ください。

## 6 審議会の進行

### ●建築局都市計画課調査係長

本日は、審議案件が3区分9件、報告事項が2件ございます。説明は、こちらの前方のスクリーンを使用して行います。

次に、審議における発言方法について御説明します。

発言の際は挙手をしていただきます。挙手の順番に会長が名前をお呼びしますので、職員がお持ちするマイクを使用して御発言ください。発言終了後は職員へマイクをお戻しくください。

最後に、議決方法について説明します。

会長が議案について異議の有無をお諮りしまして、異議がない場合は会長が議案を了承する旨を宣言します。異議がある場合には、会長が議案に賛成する議員に挙手を求め、挙手者の多少により可否の結果を宣言いたします。報告事項の取扱いにつきましては、横浜市都市計画審議会規則第6条「審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める」の規定によりまして、第119回横浜市都市計画審議会において了承を得られました。位置付けとしましては、本審議会における審議の円滑化を図るための情報提供、長期にわたる都市計画手続きにおける諮問に先立つ情報提供でございます。対象案件は、市域全体に与える影響が大きい案件や都市計画提案などに関する案件でございます。

事務局からの説明は以上となります。

## 7 議事録署名委員の指名

### ●森地会長

それでは、これより審議に入りますが、その前に本日の審議会の議事録署名委員を指名させていただきます。本日は、山野井委員と高見沢委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

## 8 審議

### 都市計画案件

#### 特別緑地保全地区

(1)	議第1239号	横浜国際港都建設計画	特別緑地保全地区の決定
(2)	議第1240号	横浜国際港都建設計画	特別緑地保全地区の決定
(3)	議第1241号	横浜国際港都建設計画	特別緑地保全地区の決定
(4)	議第1242号	横浜国際港都建設計画	特別緑地保全地区の変更
(5)	議第1243号	横浜国際港都建設計画	特別緑地保全地区の変更
(6)	議第1244号	横浜国際港都建設計画	特別緑地保全地区の変更
(7)	議第1245号	横浜国際港都建設計画	特別緑地保全地区の変更

●森地会長

それでは、審議案件について事務局から説明をお願いします。

●建築局都市計画課長

どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、No. 1、特別緑地保全地区の案件でございます。議第1239号から第1245号までは特別緑地保全地区に関する案件ですので、一括して御説明いたします。

特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき定める地域地区です。都市緑地法の目的は御覧のとおりです。

特別緑地保全地区の指定要件ですが、都市計画区域内にある無秩序な市街地化の防止等に資する緑地や伝統的又は文化的意義を有する緑地、地域住民の健全な生活環境の確保に必要であり、かつ風致、景観が優れた緑地、又は動植物の生息地、生育地となる緑地に該当するものについて都市計画に定めることができるとしております。

次に、本市の上位計画における位置付けについて御説明いたします。

本市では、横浜らしい水・緑環境の実現に向け、平成18年12月に横浜市水と緑の基本計画を策定しており、平成28年6月に改定いたしました。これに基づく重点的な取り組みとして横浜みどりアップ計画を策定し、樹林地の保全・活用などを推進しています。これまでに指定した特別緑地保全地区は全部で160地区、面積約461.5haとなっております。

本日御審議いただく案件は、赤字でお示しする新規決定案件3地区、青字でお示しする変更案件4地区の合計7地区です。それでは、地区ごとに説明をさせていただきます。

まず初めに、緑区台村町の台村町特別緑地保全地区の決定について説明いたします。

本地区は、JR横浜線中山駅の南西約1.1kmに位置しています。今回指定する区域の面積は約1.5ha、区域のほぼ全域が市街化調整区域内にあります。こちらは周辺の航空写真です。主にシラカシ、コナラ等の混交林で覆われ、一部に針葉樹林、竹林、草地等があります。続いて、現況の写真です。

上位計画の位置付けについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、本地区は緑の10大拠点のうちの三保・新治地区に位置し、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や公園整備により、緑地を保全・活用するとしております。

また、横浜市都市計画マスタープラン緑区プランにおいては、本地区を含むまとまった樹林地について、三保・新治に広がる緑を緑の10大拠点の一つとして保全するとしております。

次に、港北区篠原町の篠原町特別緑地保全地区の決定について説明いたします。

本地区は、市営地下鉄3号線岸根公園駅の北東約0.3kmに位置し、面積は約0.7ha、全域が市街化区域に当たり、用途地域は第1種低層住居専用地域となっております。航空写真を御覧ください。植生はシラカシ、ヒノキ、スギ等の混交林、竹林となっております。続いて現況写真です。

上位計画の位置付けですが、横浜市水と緑の基本計画において市街地を望む丘の軸に

含まれており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や公園整備により、緑地を保全・活用するとしております。

また、横浜市都市計画マスタープラン港北区プランにおきましては、師岡町公園から岸根公園にかけての一带は横浜市水と緑の基本計画において「市街地をのぞむ7つの丘」に位置付けられており、多様な緑地保全施策により樹林地の保全に努め、平地部から見た丘の緑の景観を形成するとしております。

続きまして、旭区下川井町にある下川井町特別緑地保全地区の決定について説明いたします。

本地区は相鉄本線三ツ境駅の北東約2.5kmに位置し、区域の面積は約0.4ha、区域全域は市街化調整区域となっております。航空写真を御覧ください。植生は、シラカシ等の広葉樹林となっております。続いて現況写真です。

上位計画の位置付けについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、里山景観の保全について、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく指定により市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしております。

また、横浜市都市計画マスタープラン旭区プランにおいては、区内に広がる大規模な緑地、市街地に残っている樹林地や斜面緑地、農地について、土地所有者の協力を得ながら保全・活用を図るとしてしております。

続いて、変更案件について御説明をさせていただきます。

まず、青葉区恩田町の恩田東部特別緑地保全地区についてでございますが、本地区はこどもの国線恩田駅の北東約0.2kmに位置し、既に指定されている区域はご覧のとおりで、面積は約13.7haとなっております。区域全域が市街化調整区域となっており、今回は、スクリーンにお示しする赤く塗り潰した部分を新たに区域に加えます。区域変更後の面積は約14.0haとなります。続いて、本地区の航空写真を御覧ください。主にコナラ、スギ等の混交林で覆われております。続いて現況写真を御覧ください。

上位計画の位置付けについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、緑の10大拠点のうちこどもの国周辺地区に位置し、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や公園整備により、緑地を保全・活用するとしております。

また、横浜市都市計画マスタープラン青葉区プランにおいては、横浜市の緑の10大拠点の一つとして、青葉区の北部及び西部を中心にまとまって残っている樹林地を中心とした里山につきましては、特別緑地保全地区、市民の森などの様々な緑地保全制度を活用して、地域の意向を踏まえつつ保全を図るとしてしております。

次に、保土ヶ谷区上菅田町にあります上菅田町笹山特別緑地保全地区の変更について説明いたします。

本地区は相鉄本線西谷駅の北約1.5kmに位置し、既に指定されている部分の面積は約1.3haで、区域の全域が市街化調整区域となっております。今回は、スクリーンにお示ししている赤く塗り潰した部分を新たに区域に加えます。区域変更後の面積は約1.4haとなっております。航空写真をご覧ください。主にシラカシ、コナラ、ミズキ、スギ、

ヒノキ、モウソウチク等の混交林や草地で覆われております。続いて現況の写真でございます。

上位計画の位置付けですが、横浜市水と緑の基本計画において、本地区は緑の10大拠点のうちの都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区に位置し、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や公園整備などにより、緑地を保全・活用するとしております。

また、横浜市都市計画マスタープラン保土ヶ谷区プランにおきましては、農地・緑地の多い住宅地や市街化調整区域においては、緑の景観を残しながらまちづくりを行うよう誘導するとしております。

続きまして、旭区の今川町でございます今川町特別緑地保全地区の変更について説明いたします。

本地区は、相鉄本線鶴ヶ峰駅の西約1.0kmに位置しています。既に指定されている部分の面積は約1.0haとなっており、区域全域が市街化調整区域となっております。今回は、スクリーンにお示しする赤く塗り潰した部分を新たに区域として加えます。区域変更後の面積は約1.2haとなります。航空写真を御覧いただきます。主にケヤキ、スギ、ヒノキ、モウソウチク等の混交林で覆われております。続いて現況の写真でございます。

上位計画の位置付けについてですが、横浜市水と緑の基本計画において、里山景観の保全について、特別緑地保全地区などの緑地保全制度に基づく指定により、市街化調整区域などに点在する樹林地の保全を進めるとしております。

また、横浜市都市計画マスタープラン旭区プランにおいては、区内に広がる大規模な緑地、市街地に残っている樹林地や斜面緑地、農地について、土地所有者の協力を得ながら保全・活用を図るとしております。

最後になりますが、旭区市沢町にある市沢町特別緑地保全地区の変更について説明をいたします。

本地区は、相鉄本線上星川駅の南西約1.7kmに位置し、既に指定されている部分の面積は約4.3haでございます。区域全域が市街化調整区域となっております。今回は、スクリーンにお示ししている赤く塗り潰した部分を新たに区域として加え、区域変更後の面積は約4.7haとなります。航空写真をご覧ください。主にスタジイ、ミズキ、サクラ、ヒノキ等の混交林と草地で覆われております。続いて現況の写真でございます。

上位計画の位置付けでございますが、横浜市水と緑の基本計画において、本地区は市街地を望む丘の軸に含まれており、特別緑地保全地区や市民の森などの緑地保全制度に基づく指定や公園整備により、緑地を保全・活用するとしております。

また、横浜市都市計画マスタープラン旭区プランにおいては、たちばなの丘公園周辺は、豊富な自然環境の中で散策や畑仕事の体験などを行える施設整備を進めるとともに、付近の樹林をできる限り保全しますとしております。

以上、御説明をした7地区につきまして、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、特別緑地保全地区を決定・変

更いたします。今回の指定により、特別緑地保全地区は約3.6ha増加し、全部で163地区、約465.1haとなります。

なお、都市計画法第17条に基づく縦覧を平成30年9月14日から9月28日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で説明を終わります。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

●森地会長

どうもありがとうございました。それでは、議第1239号から議第1245号までの質疑に入ります。本件については、全体についての御意見もあると思いますので、質疑は7件まとめて行う方法を探りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

●森地会長

ありがとうございます。それでは、質疑に入ります。ただいまの案件について、御意見、御質問がございましたらどうぞ。

●蕪木委員

特別緑地保全地区として指定された土地は緑地として樹林地を保全していただくだけでも十分価値があると思いますが、さらに一歩進めて地域の自然との触れ合いの場とするなど、市民が利用できる緑地として活用していくことも大事ではないかと考えます。そのあたり、活用についてはどのような状況なのでしょう。

●森地会長

どうぞ、事務局からお答えください。

●環境創造局緑地保全推進課長

緑地保全推進課長、清水でございます。よろしく申し上げます。

今、委員のほうから御指摘があったとおり、緑地として保存するだけではなく、その後の、例えば市民の森ですとか、そういった利活用も含めながら検討を進めているところです。ただ、住宅地の裏側とか地形が急峻ですとか、そういった理由で利活用が図れない区域もありますが、そうではない場所については極力そういった利活用を図っていくと考えております。今回についても、今回指定した緑区の台村特緑、あと市沢町特緑については、市民の森としての公開を、今、予定しております。

●森地会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

●蕪木委員

はい。

●森地会長

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

●村松委員

今の蕪木委員とちょっと似通っているかもしれませんが。緑地が少しずつ広がっていることは本当にいいことだと思うのですけれども、私も家の近くにたまたま今回の案件が

あつて見に行きましたが、ちょっと森が荒れているように感じるのです。手入れは地権者の方だけでは難しいのではないかと思いますので、今、市民の森と同じレベルというお話もありましたけれども、多分市民の森とか公園とかですと愛護会というものがあると思うのですが、そういった市民が活用というか手入れをする、維持管理にも市民参加をするというようなそういった仕組みも考えていらっしゃるでしょうか。

●森地会長

どうもありがとうございます。それでは、事務局からお答えください。

●環境創造局緑地保全推進課長

特別緑地保全地区の指定は、まず地区の指定ですので、維持管理は引き続き所有者の方が担うことになっております。市のほうでの支援策として維持管理助成ということで、越境ですとか境界周りの草刈りとかはやっていただいて、市のほうが助成金を打つようなこともやっております。その後、市有地になったりですとか、あるいは市民の森になった暁には、愛護会ですとか森づくりボランティアとあって、市民の方たちに森づくり活動をしていただいて、その中で森を再生していくような取組にも取り組んでございます。

●森地会長

よろしいでしょうか。神奈川県はササとクズがまん延すると木に覆いかぶさって枯れてしまうので、そんなことも重要かと思えます。その他、いかがでしょうか。どうぞ。

●高橋委員

今の村松さんと一緒の件に関連してなのですけど、実際に市沢町を見に行ってきたして、蛍が生息するというので、実は足場というか歩道のところとかがかなり傷んではいたのですね。実際、こちらに関しては、そういった補助とかは受けているのでしょうか。

●森地会長

おわかりでしょうか。

●環境創造局緑地保全推進課担当課長

環境創造局緑地保全推進課の担当課長、坂井と申します。

市沢町につきましては、樹林地について現在補助等をしているということはないので、今後指定後に維持管理助成の申請をいただければ、合致したものは助成ができるという状況になっております。

あと、木道につきましては、所管をしておりますのが土木事務所等になりますので、土木事務所等の日常のメンテナンスで、今後より手入れをしてもらうということになります。

●高橋委員

本当に、自然環境が残っていていい場所だなというふうに思っていました。ぜひ土木事務所にもしっかり連携して、整備の仕方、維持の仕方について市民の方たちに周知していただけたらと思います。お願いいたします。

●環境創造局緑地保全推進課担当課長

ありがとうございました。

●森地会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問、出尽くしたようですので、ただいまの議第1239号から議第1245号までの各号について、一体の都市計画ではありませんが、まとめて決を採る方法を探りたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

●森地会長

ありがとうございます。それでは、議第1239号から議第1245号までの各案件について、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

(異議なし)

●森地会長

ありがとうございます。原案どおり了承します。

(8) 議第1246号 横浜国際港都建設計画 生産緑地地区の変更

●森地会長

それでは、次の案件をお願いします。

●建築局都市計画課長

それでは、続きまして2番目の案件でございます。議第1246号、生産緑地地区の変更について御説明をさせていただきます。

生産緑地地区でございますが、生産緑地法に基づき定める地域地区で、生産緑地地区の目的につきましましては、都市計画運用指針において、生産緑地地区は市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定めるものと定めております。

生産緑地法でございますが、昭和49年に制定された法律でございますが、平成3年に大きな改正が行われ、改正の背景には、大都市地域を中心とした住宅・宅地供給のひっ迫等を踏まえ、市街化区域内農地の積極的活用による住宅・宅地供給の促進、宅地化する農地と保全する農地の明確な区分、区分に応じた適切な都市計画上の措置、農林漁業と調和した良好な都市環境の保全が必要になったことが挙げられます。具体的には、市街化区域内の農地を宅地化する農地と保全する農地に区分し、保全する農地につきましましては緑地・オープンスペース等として計画的な保全が図られるよう、市街化調整区域への編入又は生産緑地地区の指定を行うとしたものでございます。

近年の法改正の経緯を少し御説明させていただきますが、平成28年5月13日に都市農業振興基本法に基づき、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地の位置付け

が、これまでの「宅地化すべき農地」から「都市にあるべき農地」へと大きく転換し、計画的に農地を保全することとされました。

生産緑地地区の指定の条件ですが、生産緑地法第3条において、市街化区域内にある農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもので、かつ500㎡以上の規模があり農林漁業の継続が可能な条件を備えているものについて都市計画に定めることができると定めております。

なお、平成29年3月の法改正によりまして、生産緑地地区の面積要件の最低限度が、これまでの法により一律500㎡とされていたものが、条例で定めることによりまして300㎡まで引き下げることが可能となりました。横浜市におきましては、平成29年12月25日に300㎡に引き下げる条例を制定していただき、このため、今回から300㎡以上の農地などが生産緑地地区の指定の対象となっている次第でございます。

次に、生産緑地地区の指定要領等についてですが、横浜市では、生産緑地法の指定に加えて横浜市生産緑地地区指定要領等を設け、土地区画整理事業等の実施に伴う市街化区域への編入により新たに市街化農地等になったもの、市街化区域内の緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から必要なもの、既に指定された2箇所以上の生産緑地地区の一体化、既に指定された生産緑地地区の整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの、街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの、第7回線引き全市見直しに伴って市街化農地等となるものなどの基準を設けまして、いずれかの基準に該当するものを新たに生産緑地地区として指定をできるというふうに定めております。

なお、現在、指定要領につきましては見直しを予定しております。後ほど、本日の報告事項で改めてご説明をさせていただきます。

続きまして、こちらは生産緑地の指定の状況でございます。スクリーンにお示しする図の緑色の部分が生産緑地地区であり、現時点では1,658箇所、約288.9haとなっており、郊外部に多く生産緑地が分布している状況でございます。

緑地に関する横浜市の上位計画である横浜市水と緑の基本計画においては、農地の保全・活用を図る施策を推進するとしております。市街地に残る農地については、魅力的な住環境の創出や地域コミュニティの形成、災害時の利用などを行うことのできる都市部の貴重なオープンスペースとして、生産緑地地区の指定などを進めるとしております。

それでは、今回の生産緑地地区の変更内容につきまして御説明をさせていただきます。

変更の内容は、追加・拡大、廃止・縮小、位置、区域及び面積の変更となっております。

初めに、追加・拡大について説明をいたしますが、追加・拡大を行う必要がある箇所は25箇所、約2.2haとなっております。その内訳でございますが、今回は横浜市生産緑地地区指定要領等で定める指定基準のうち、新たに指定するものにつきましては、土地区画整理事業等の実施に伴う市街化区域への編入により新たに市街化農地等になったも

のとして指定する地区が5箇所、約0.5ha、市街化区域内の緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から必要なものとして定める地区が4箇所、約0.2ha、既に指定された既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の形成が図られるものとして指定する地区が8箇所、約0.8ha、街区公園に準じる緑地効果が期待できるものとして指定する地区が2箇所、約0.1ha、第7回線引き全市見直しに伴い市街化農地等となるものとして指定する地区が6箇所、約0.6ha、合計は25箇所、約2.2haの追加・拡大となっております。

まず、①「土地区画整理事業等の実施に伴う市街化区域への編入により新たに市街化農地等になったもの」につきまして御説明をさせていただきます。

こちらは、都筑区川向町の事例になりますが、今回の追加案件となった経緯について簡単に御説明をさせていただきます。

川向町は、第7回線引き全市見直しに伴いまして、平成30年3月15日に高速道路インターチェンジ周辺で土地利用計画の具体化が見込まれる区域として、スクリーンにお示ししている赤い線で囲まれた区域を市街化調整区域から市街化区域へ変更をさせていただきました。これに伴い、スクリーンにお示しした赤いハッチがかかった5箇所が、今回追加の指定の対象となりました。

なお、青い線で囲まれた区域につきましては土地区画整理事業を行っている区域内であり、事業完了後、位置や面積が変更される予定があるため、その際は改めて都市計画の変更を行うこととなります。こちらは、当該地の地区全体の航空写真です。赤い線で囲まれた区域の5箇所の合計で、面積約4,850㎡を新たに今回指定させていただきます。

次に、②の「市街化区域内の緑地機能の補完又は公共施設用地等の確保の観点から必要なもの」につきまして御説明をさせていただきます。

指定する箇所が4箇所ございますので、その一例を御説明させていただきます。

こちらは栄区にある飯島町の事例です。赤色の線で囲まれた区域で、面積約350㎡を新たに指定をいたします。当該地の東側には飯島市民の森が隣接しており、既存の緑地などと一体となって、市街化区域内の緑地機能の補完を図ります。

次に、③の「既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの」として指定する地区について御説明をさせていただきます。

地区が8箇所ございますので、一例について御説明をさせていただきます。

こちらは青葉区みすずが丘の事例ですが、これまでの生産緑地地区は緑色の線で囲まれた区域で、面積が約2,420㎡。これに隣接している赤色で塗られた区域、面積約1,190㎡を今回新たに指定をして、生産緑地地区の一体化を図ります。拡大の結果、変更後の生産緑地地区の面積は全体で約3,610㎡に増加をいたします。

次に、④の「街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの」について御説明をさせていただきますが、こちらでも地区が複数、2箇所ございますので、一例を御説明させていただきます。

こちらは港北区樽町三丁目の事例ですが、赤色の線で囲まれた区域で、面積約540㎡

を新たに指定いたします。「街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの」でございますが、おおむね半径250m以内に既存の生産緑地又は整備された街区公園があったとしても、それが両者合わせて2,500㎡に満たない場合に指定できると定めたもので、当該地周辺には街区公園である樽町札之下公園173㎡のみしかないため、今回生産緑地地区として指定をさせていただきます。

次に、⑤の「第7回線引き全市見直しに伴い市街化農地等となるもの」につきまして御説明をさせていただきます。

こちらも箇所数が6箇所ございますので、一例を御説明させていただきます。

こちらは港北区新吉田町の一部になりますが、スクリーンでお示しをしている場所は、第7回線引き全市見直しに伴いまして、平成30年3月15日に市街化調整区域から市街化区域へ変更させていただきました。これに伴い追加の指定となった2地区の事例がこちらになりますので、御説明をさせていただきます。

これは航空写真でございます。赤色の線で囲まれた区域、右側の箇所番号、港北270の面積約1,220㎡、左側の箇所番号、港北271の面積約340㎡を、今回新たに指定をさせていただきます。

続きまして、廃止・縮小について御説明をいたしますが、今回、廃止・縮小を行う地区は49箇所、約6.2haとなっております。その内訳でございますが、①の「農林漁業の主たる従事者の死亡等により、買取申出がなされ、その後のあつ旋が不調となったため、生産緑地地区の一部、又は全部の区域の行為制限が解除されたことによるもの」が49カ所、約6.2ha、②の「区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの」が1箇所、約50㎡、合計で49箇所、約6.2haの減少となっております。①と②を重複している案件が1箇所ありましたので、合計の箇所数は49箇所となっております。

続いて、まず①の「主たる従事者の死亡等によるもの」について御説明をさせていただきますが、地区が49箇所ございますので、一例を御紹介させていただきます。

こちらは泉区白百合三丁目の事例でございます。これまでの生産緑地地区は面積約760㎡でしたが、主たる従事者の死亡により買取申出がなされ廃止となったものでございます。

次に、②の「区域の一部、又は全部が公共施設の用に供されたと認められるもの」につきましては、地区は1箇所となりますが、都市計画道路の歩道拡幅整備により縮小したものとなっております。

最後でございます。位置、区域及び面積の変更について御説明をさせていただきます。

今回は、国土調査に伴う公図及び土地登記簿の変更により都市計画図書の是正が必要となったものが2箇所ありましたが、これにより、都市計画図書上の位置、区域及び面積の変更は生じますが、生産緑地地区の現状を変更するものではございませんでした。

なお、本日御説明できなかった箇所につきましては、大変恐縮でございますがお手元の資料をご覧くださいと思います。

これまででございますが、説明した箇所によりまして、生産緑地地区は1,634箇所、

面積は約284.9haとなりました。変更前と比較しますと、24箇所、約4haの減少となっております。

本案件につきまして、都市計画法第17条に基づく縦覧を平成30年9月14日から9月28日まで行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

以上で、議第1246号、生産緑地地区の変更についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

●森地会長

どうもありがとうございました。それでは、議第1246号について質疑に入ります。ただいまの案件について、御意見、御質問がございましたらどうぞ。

●村松委員

生産緑地の規模の基準が下がって、今回新しく指定されたところが結構多いと思うので、それはとてもいいことだと思っております。でも、まだ相変わらず減少傾向が続いていて、私は毎回それが残念だと言っているのです。個人的なのですけれども、この現象を食い止める一つの手立てにならないかなという提案がありますので、どういうものかちょっと当局のほうにお伺いしたいと思います。緑地の指定はいいのですけれども、農地というのは農家でないと耕作してはいけないというような、都市計画上ではなくて多分農地法の関係だと思っておりますが、そういう規定があるようです。そうでなければ特区をとって市民農園にしてしまうか、あるいは委託耕作にしてしまうかで、それは農家にとってなかなかハードルが高いようなので、農家が農地を持ったままで市民が手伝うという、そういった制度的なものがないものかなとずっと前から思っております。

農業ボランティアの市民団体というのが結構育っていて、市民大学というものの卒業生の方もいらっしゃいますけれども、市民大学の方は結構全市に散らばってしまうみたいなんです。私は神奈川区なのですけれども、神奈川区は結構畑が多くて、野菜づくりの生涯学習がありまして、実は私もそれに参加して、その卒業生でボランティア団体をつくっているのです。本当に農家さんそのまま手伝うという形で、結構よく回っているとかやっていて、そのモデルになるようなケースもありますので、横浜市独自の、農家が農家のままで、いろいろな人が手伝っても農地法に触れないような形の農園というものをつくっていただけないかなと思っております。ただ手伝うだけではなくて、もちろん地域の方とか子供たちの収穫体験とか、あるいは障害者の方の農業の体験とか、実際、そういうのも私たちの団体でやっております。そういうことも含めて、地域農園とかソーシャルファームとか、そういった制度ができないかなと思っておりますので、そういうお考えとか、そういう方向性が、可能性があるかどうかお伺いしたいと思います。

●森地会長

どうぞ、お答えください。

●環境創造局農政推進課長

環境創造局農政推進課長水谷です。よろしくお願いいたします。

農地は、今まで農家以外所有できないというふうになっておりましたが、今回新たな農地の貸借の円滑化法というのができまして、農業者以外にもそういう市民団体、あとは企業等も借りやすくなった法律ができております。ですから、今、御提案がございました、そういう方の参入につきましても、これからそういう法律の活用が期待できるのかなというふうに我々も考えております。また、農園のボランティアというお話がありましたが、今、横浜でもはま農楽というボランティア制度は持っているのですけれども、そういう方につきましても広く周知して、市街化区域の中の農地も援農できるような体制を少し進めていけたらなというふうに思っています。

また、農福連携につきましても、国、農水、厚生省でもそういう指針を出しておりますが、横浜市の中でも企業の貸し借りがこれまでに17件ほどあったのですが、そのうちの7件が福祉団体でございました。単なる農業生産の場だけではなく、社会参加という視点で、福祉的な目的で使われている例もございます。これから、我々環境創造局もそういう農福の視点を持って取り組んでまいりたいというふうに思います。御意見ありがとうございました。

●森地会長

税制も変わったのですでしたか。

●環境創造局農政推進課長

税制も、納税猶予が貸し借りの場合、市民農園につきましても対象となったというふうに聞いております。

●森地会長

ありがとうございます。この法律制度ができてから、危機感を持ってこういう制度を入れて、ずっと上がってきて、もうほとんど初期のところまで戻ってしまっているのです。したがって、市として考えないと、このままずっと行くと、昔、危機感を持ったはずなのにそれ以下になるという、妙なことになってしまいますので、ぜひ余り国の追随ではなくて、独自のことをおやりいただきたいと思います。

●環境創造局農政推進課長

わかりました。ありがとうございます。

●森地会長

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

●蕪木委員

横浜みどり税のチラシを見ますと、これからの農の取組として、市民が身近に農を感じる場をつくとあるのですが、生産緑地もこれらの取組に含まれているのでしょうか。

●環境創造局農政推進課長

みどり税を活用した事業というのは、一応限られた事業に使わせていただいています。その中で市民が農に触れ合える場として、具体的な例で言いますと水田の保全の奨励金に充てたりはしております。

また、身近なところで言いますと、農園付き公園につきましても、余り例はないので

すが、みどり税なども活用させていただいております。特別、生産緑地を対象としたという言い方はしておりませんが、幅広く市民が農に親しめる取組に対して税の投入を行っているところです。

●森地会長

そのほか、いかがでしょうか。それでは、御意見、御質問、出尽くしたようですので、議第1246号について、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

(異議なし)

●森地会長

ありがとうございます。原案どおり了承いたします。

(9) 議第1247号 横浜市都市計画マスタープラン南区プランの改定

●森地会長

それでは、次の案件の御説明をお願いします。

●建築局都市計画課長

それでは続きまして、議第1247号、横浜市都市計画マスタープラン南区プランの改定について御説明をさせていただきます。

都市計画マスタープランは、都市計画法に規定されている市町村の都市計画に関する基本的な方針で、横浜市都市計画マスタープランでは、全体構想と地域別構想として、区プラン及び地区プランを設けております。全体構想は市域全体の都市計画の基本的な方向を示したもので、区プランは区の将来像などを示すとともに、市民との協働でまちづくりを進めていくうえでの基本的方針を示したものでございます。さらに、地区プランは詳細な都市計画の方針を示す必要がある地区において、地区の実状に応じて定めております。

横浜市都市計画マスタープランの改定の状況でございますが、全体構想につきましては平成25年3月に全面的な改定を行っております。このうち地域別構想についてでございますが、区プランは平成31年度までに18区全ての区プランを改定することを目標に、各区の実状に応じながら順次検討を進めてまいりました。これまでに、緑区を初めスクリーンにお示しする11区が改定され、本日、南区を付議させていただくこととなりました。今年度は、神奈川区など残りの6つの区の改定作業を現在進めているところでございます。

南区プランの改定の進め方についてでございますが、改定素案について昨年11月1日から約1カ月間意見募集を実施するとともに、11月の都市計画審議会へ報告をさせていただきました。その後、改定原案を作成し、今年の7月2日から20日にかけて改めて市民意見募集を行いました。これらを踏まえ、最終的な改定案を作成し、本日ここにお諮りするものでございます。

なお、改定原案に対する市民意見募集の実施結果についての資料をお手元に御用意を

させていただきましたので、御参照いただければと思っております。

まず初めに、南区の現況について御説明をさせていただきます。

南区は横浜市の中心部に位置し、区域面積は約12.63km<sup>2</sup>、周囲を6つの区に囲まれています。地形といたしましては、区の南側から東側にかけて大岡川が流れ、そこから中村川、掘割川が分岐しております。大岡川沿いには平地部の市街地が広がり、その周りを丘陵部が取り囲んでおります。ご覧の図面は市街地が形成された時期ごとに色分けをさせていただいたもので、明治時代から市街化が進んだ埋立地、早くから市街化が進んだ河川に沿った平地部、大正時代など比較的早くから市街化された住宅地、昭和30年代以降開発された住宅地となっており、昭和55年頃までには主要な都市基盤、都市施設がおおむね整備されております。

区内には、平地部に京浜急行本線と市営地下鉄ブルーラインの2本の鉄道があり、8つの駅があります。

また、道路ネットワークといたしましては、区の西部に横浜横須賀道路が通っており、別所インターチェンジがあります。

さらに北部には、首都高速狩場線が通っており、阪東橋ランプ、花之木ランプがあります。主な幹線道路は区の東西方向に走る都市計画道路、桜木東戸塚線、東側から南側へと通じる横浜鎌倉線、南北方向を結ぶ環状1号線を中心に構成をしております。

南区の現状ですが、人口は平成27年現在で約19万5,000人、昭和44年の港南区の分区後、ほぼ一定で推移をしておりました。近年は緩やかに減少をしており、今後も緩やかに減少していくと想定をされております。人口密度は横浜市の18区の中で最も高くなっております。

年齢別人口でございますが、今後20年の間に65歳以上の人口は約5万人から5万7,000人へ増加し、高齢化や少子化が進展していくと見込まれております。

区内の土地利用などの状況についてですが、南区は区域の99.2%が市街化区域となっており、用途地域の構成比率ですが、横浜市全体と比べ、商業・近隣商業地域、第1種住居地域の比率が高くなっております。土地利用についても、住居系土地利用の占める割合は18区の中で最も高く、平地部から丘陵部まで区域全体に広がっております。

地震時の火災による被害想定を見ますと、丘陵部や平地の一部で焼失棟数の多い地域が見られ、また、1km<sup>2</sup>当たりの土砂災害警戒区域の数は、18区の中で最も多くなっております。お示ししている図面は、狭あい道路拡幅整備事業の整備促進路線の分布を示したもので、丘陵部に狭あい道路が多く分布をしております。

緑被率の推移でございますが、区内の台地の崖や丘陵の斜面には貴重な緑が残っておりますが、緑被率は年々減少をしております。

南区の地域資源といたしましては、大鷲神社の酉の市や浦舟水道橋など、文化財や由緒ある建造物など、様々な地域資源が区内に点在しております。

また、弘明寺商店街や横浜橋通商店街など、地域に根ざした商店街は区民の日常の快適な暮らしを支えるとともに、下町のにぎわいあるまちの魅力をつくり出しております。

南区の現状と課題をまとめますと、現状といたしましては、早期から区域全体が市街化し、高齢化・少子化が進展をしております。住宅系の土地利用の割合及び人口密度が高く、丘陵部や平地の一部に木造住宅が密集し、狭あい道路などが多くなっております。

また、緑被率は年々減少をしております。

課題といたしましては、住宅市街地における住環境の維持・改善や魅力の向上、木造密集地などの総合的な防災性の向上、円滑な交通網の確保や周辺地域の防災性の向上、自然や水と緑の潤いを感じられる環境づくり、住み続けたいと思える環境の維持・改善などとなっております。

南区の将来像といたしましては、成長期から成熟期へとまちづくりが転換していく今後は、これまでのまちづくりの課題に引き続き取り組むとともに、子供、高齢者、障害者、単身生活者、外国人など居住者の多様性への配慮や、施設の適切な維持管理など、暮らしの質の維持・向上が求められております。

また、南区には下町らしい人情味あふれる人と人とのつながりがあり、豊かな地域のコミュニティが感じられる暮らしが浸透しています。

このような状況を踏まえ、平成16年の南区プランで策定された南区の将来像、「人のこころと都市の機能が共に成熟したまち」を引き続き継承いたします。

また、南区は水と緑の軸として魅力を生み出している大岡川などの河川や平地部を抜ける鉄道や道路などの交通網、都心部や駅周辺、主要な道路沿いに集積している商業・業務機能などにより、利便性の高い暮らしの場となっております。こうした現況の都市構造を継承しつつ、持続可能な都市機能を強化していきます。

まちづくりの目標ですが、「身近な環境から、安全で住みやすいまちづくりを進める」、「徒歩でも、バスでも楽しく移動できるまちをつくる」、「あの手この手で身近な自然を守り、創造する」、「引き継がれた地域資源を生かし、地域の魅力を育む」の4つとしており、これらを実現するため、まちづくりの方針を定めております。

次に、まちづくりの方針について御説明いたします。

まちづくりの方針は、ご覧のとおり5つを定めておりますが、南区として特徴的な土地利用の方針、都市防災の方針、都市の魅力・活力の方針について御説明をさせていただきます。

まず、土地利用の方針ですが、住宅系土地利用につきましては、より防災性が高い住環境への改善、身近な緑が感じられる住環境づくりに配慮いたします。

また、居住地の近隣において日常の生活機能を充足するとともに、様々な世代が安心して快適に暮らせる環境整備を図ります。

また、商業系の地域は、商業・業務や公共・医療・福祉・生活サービス機能などの都市機能が集積する市街地づくりを進めます。工業系の地域は、暮らしと共存した地域産業の場として、工業・流通業務の操業環境を維持・継承していきます。

次に都市防災の方針につきましては、震災対策として、緊急輸送路の通行機能確保、延焼遮断帯の形成、木造住宅密集市街地等における防災性の向上、狭あい道路の拡幅整

備促進、地域住民の体制づくりなど、災害や火災に強いまちづくりを総合的に推進していきます。スクリーンの右側の写真でございますが、三春台地域において地域住民の皆様が主体となって、市の助成を活用し私道を整備した事例となっております。

また、写真は平楽中学校付近の狭あい道路の拡幅事例ですが、整備促進路線を中心として、今後も整備を進めてまいります。

次に、風水害対策では、雨水幹線などの都市基盤の整備、流域の保水機能の確保による健全な水循環の再生など、豪雨などによる被害を抑制、最小化するための環境整備を促進します。災害に強い体制づくりとしては、円滑な避難、応急体制のため、施設・設備の備えを充実するとともに、区民の防災意識の向上や協力体制づくりなどを推進します。お示した右側の写真ですが、放水訓練、かまどベンチを使用した炊き出し訓練の様子でございます。

最後に、都市の魅力・活力の方針ですが、大岡川、中村川等の整備と、周辺に位置する観光資源の充実・活用を図ります。写真は大岡川プロムナードを初めとした観光資源の例でございます。さらに、丘からの眺め、歴史的遺産など、様々な地域資源を維持・保全、活用し、南区らしいまちの魅力を高めていきます。

また、にぎわいある街の環境づくりとして、様々な活動や多世代の交流の拠点となる地域コミュニティの活動環境づくりを進めるとともに、住み続けられるまちの環境づくりとして、様々な世代に応じた住宅の供給、良質な住宅の再利用の促進など、環境に配慮した住環境、社会環境づくりを進めてまいります。

南区プランの実現にあたりましては、個人、自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなどの区民や事業者、行政など、様々なまちづくりの担い手が互いにその役割を認め、それぞれの強みを生かしながら協働のまちづくりを進めることとしております。

以上で、横浜市都市計画マスタープラン南区プランの改定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

●森地会長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、質疑に入りたいと思います。御意見、御質問がありましたらどうぞ。

●高見沢委員

報告のときにはそのような話し方だったかもしれないのですが、今日お聞きすると、初めてつくったような感じで、10年ぐらい経って何が一番変わったかとか、あるいは書いていないのだけれども、実はこういうことが本当は課題なのでこれから考えなければいけないとか、そういうことがありましたらぜひ教えていただきたいのです。

●森地会長

どうぞ。

●南区区政推進課長

南区区政推進課長の黒田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

まず、このプランの今回の主たる改定のポイントというところで御説明させていただ

ければと存じます。

現状や課題の方向性は、先ほども申し上げたように、現行プランから大きく変えているというよりは、課題を引き継いでいるという部分でございますが、やはり南区の場合は人口減少、少子化、特に後期高齢者の増加、単独世帯の増加、それから外国人の方の集住が進むなど、国際化といった、居住者の方の多様性が一つの課題となっております。

また、地震災害、崖地などに対する防災性の向上、老朽化が進んでいる住宅、都市施設の維持・更新といったものが非常に大きな課題となっておりますので、今回のプランではこちらの重要課題の記述を充実させていただいております。

また、区民との協働に向けて検討したという、当初の、現行の南区プランのまちづくりの目標・方針を尊重した上で、今改定ではその方針を提唱しているということでございますけれども、先ほど申し上げたような社会情勢の変化もございます。まちづくりの経過、それから横浜市のさまざまな関連計画の改定により新たにクローズアップされた課題、新規に策定された分野別計画などを踏まえ、方針に修正を加えているという状態でございます。

●森地会長

よろしいですか。

●高見沢委員

はい。また後で。

●森地会長

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、御意見ないようですので、議第1247号について、原案どおり了承してよろしいでしょうか。

(異議なし)

●森地会長

ありがとうございます。原案どおり了承いたします。本日の審議案件は以上です。

## 9 報告事項

### (1) 横浜市生産緑地地区指定要領等の改正について

●森地会長

引き続き、報告事項が2件ありますので、説明をお願いいたします。

●建築局都市計画課長

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

まず、報告事項の1番目でございます。生産緑地地区指定要領等の改正について御報告をさせていただきます。

まず、この指定要領等の経緯について御説明をさせていただきますと、先ほども少し御説明をさせていただきました平成28年5月に都市農業振興基本法に基づき、都市農業振興基本計画が閣議決定をされました。これにより、都市農地の位置付けが、これまで

の「宅地化すべき農地」から「都市にあるべき農地」へと大きく転換をいたしまして、計画的に農地を保全することとされております。その具体的な施策として、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行による生産緑地法の改正に伴って、生産緑地地区の面積要件の最低限度が一律500㎡とされておりましたものが、条例で300㎡まで引き下げが可能となっており、本市におきましては平成29年12月に300㎡に引き下げる条例を制定させていただいております。今回、都市農地の位置付けの転換、法改正の趣旨などを踏まえまして、都市農地のさらなる保全を推進するため、生産緑地地区指定要領等を改正させていただきたいと考えております。

現在の指定基準の概要を御説明いたしますと、市街化区域内の緑地機能を補完するもの、公共施設用地等の確保が図れるもの、既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの、街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの、災害対策の観点から効果が期待できるものの5つがございます。改正の概要についてでございますが、法改正の趣旨、すなわち都市農業振興基本法において、都市農地とは防災、良好な景観の形成などの多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するとされていることを踏まえまして、今回「市街化区域内の緑地機能を補完するもの」及び「災害対策の観点から効果が期待ができるもの」について見直しを考えております。

「市街化区域内の緑地機能を補完するもの」につきましては、これまで、既存の公園・緑地との一体化が図れるものや市民農園に指定されたものなどを指定の要件としてまいりましたが、今回、良好な景観形成に寄与し、都市住民の生活に安らぎや潤いをもたらすものを新たに追加させていただきます。具体的には、道路に接していることや道路からの見通しの確保に配慮されていることを要件といたします。

次に、「災害対策の観点から効果が期待できるもの」については、これまで緊急災害時の仮設住宅用地に利用可能なものを指定の要件にしてまいりましたが、災害時の延焼防止、一時避難に寄与するものを新たに追加させていただきます。具体的には、準防火地域内であること、道路に12m以上接し、かつ出入りが可能であることを要件といたします。改正の概要は、簡単でございますが以上でございます。

なお、市内には生産緑地地区以外の市街化区域内農地が約211.6haあることから、今回の改正によりまして、一定量の生産緑地の指定の増加が期待できると考えております。

また、新たな要綱の適用の時期につきましては、来年度の追加指定分からを想定しております。

以上、生産緑地地区指定要領等の改正についての御報告でございました。よろしくお願いたします。

#### ●森地会長

ありがとうございます。ただいまの御報告について、御意見、御質問がございましたらどうぞ。今、減っているのは、亡くなって耕す人がいないということが、主な理由ですよね。今の話は、増やすほうの方策だけであったのですが、それで結果的にどうなるのですか。

●建築局都市計画課長

試算でございますが、現状の指定基準で、昨年度、今回挙げさせていただいた案件以外にお断りをした事例が実は25件ございました。それは、指定基準が少し、私どもは過去の趣旨においては厳しくないとは思ったのですが、先ほど申し上げたとおり、より都市にあるべき農地ということで位置付けが変わりましたので、そういった観点から今回見直しをすることで、昨年度お断りした25件は大体拾えると考えております。

なお、いまだに接道要件等が厳しいということでお断りしている案件がございまして、そういったものは救えませんが、先ほどの防災の観点、それから風致・景観の観点から、なるべく多くの生産緑地を指定していきたいという趣旨で、今、考えている次第でございます。

●森地会長

先ほど村松委員からお話があった、耕す人がいないところをどうするかという方策はないのですか。

●環境創造局農政推進課長

耕す人がいない農地につきましては、我々の政策の立場からは、ぜひ農業者のほうにやっていただきたい、生産の場として活用していただきたいと考えているのですが、市街化区域の農地につきましては、市民の身近にあるというところから、農園の開設なども有効かと考えております。そういう意味で、耕すことができなくなった農地については市民農園などへの誘導も、今回の新法を活用して十分対応できるのかなとは考えております。

●森地会長

市がやっているのではなくて、民間がやっているあれがありますよね。

●環境創造局農政推進課長

特区農園といわれるものだと思います。それも開設しやすくなっております。

●森地会長

今まで、相続税とかいろいろな税制で不利があったところは完全になくなったと思っ  
ていいのですか。

●環境創造局農政推進課長

はい。そういうことです。

●森地会長

そうすると、そういうのをなるべく推進するようなことを待っているのではどんどん減るばかりですよ。よろしくお願いします。

●環境創造局農政推進課長

はい。わかりました。指定緩和とともに、そのようにしてまいりたいと思います。

●森地会長

どうぞ。

●草間委員

生産緑地のほうに仮設住宅ということで、今スライドを拝見させていただいたのですが、けれども、現行の生産緑地に指定しているところにも、基本的に仮設住宅をこれから同じようにつくっていく政策というのはとられるのですか。

●建築局都市計画課長

今、この仮設住宅に利用可能なものとして、現在の基準で指定しているものはありません。仮設住宅につきましては、基本的に建築局でやっているものでございますが、事前に適地をしっかりと調査させていただきまして、仮設住宅は接道に加えまして水道とか下水道、ガス等、ガスはプロパンで対応できるかもしれませんが、一定の条件が整っていないと、やはり仮設住宅というのは設置が現実的にはなかなか難しい。でも、一方では過去の基準において、一定の面積があるものにつきましては、代替地として仮設住宅も建設可能だという趣旨から、指定をしたところではございますが、基本的に仮設住宅については別の視点でしっかりと確保をするという観点を持って進めさせていただいている次第でございます。

●草間委員

では、今、生産緑地に指定しているところに、例えば建築局が行って、仮設住宅が可能かどうかというスクリーニングをやるということは特になんということですか。

●建築局都市計画課長

仮設住宅につきましては、今、一定程度、スクリーニングとおっしゃられた調査は終わっているところでございます。なので、ここから新たに生産緑地にあって仮設住宅うんぬんというのを追加で指定するということは、今のところは考えておりません。

●草間委員

ありがとうございました。

●森地会長

仮設住宅だけではなくて、災害時の物流基地だとか自衛隊の基地だとか消防だとか警察とか、いろいろな敷地が要って、その確保にもものすごく苦勞しているのは、東北のときもそうだったのです。調べましたら横浜市は優等生でして、何かあったときにここを使えばいいということ、きちっと地域防災計画の中に書いておられるのです。ほとんどの自治体はそういうことをやっていない。そういう意味では大変優等生だろうと思います。多分、あらかじめ指定していなくても、そういう調査をしておられれば早くそういう対応ができるのではないかと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ただいまの報告事項はこれまでにします。

(2) 横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プランの改定について

●森地会長

報告事項2の説明をお願いしたいと思います。

●建築局都市計画課長

続きまして、報告事項2といたしまして、現在改定の作業を進めている鶴見区マスタープランの改定の状況につきまして、鶴見区区政推進課長から御報告をさせていただきます。

●鶴見区区政推進課長

鶴見区役所区政推進課長の飯島です。よろしくお願いたします。

それでは、横浜市都市計画マスタープラン鶴見区プランの改定素案について御説明いたします。

横浜市都市計画マスタープランが平成24年度に改定されたのに伴い、鶴見区では区の基本方針を示す鶴見区プランの改定作業を行っております。このたび、改定素案が確定しましたので御報告いたします。

改定のスケジュールですが、平成28年度から作業を進め、今年度は改定素案の公表を行い、現在、意見募集、地域への説明会を行っております。今後、改定原案の作成を行い、平成31年度に改定プランの確定・告示の予定です。

改定にあたっては、意見募集のほか、17地区連合町内会等、計25回に及ぶ意見交換会を開催し、広く多くの意見を集めるように努めました。主な意見としては、市民の利便性と安全性とバリアフリーを一番に考えて改定をしてほしい、中距離電車の鶴見駅停車等、交通インフラの整備、緑を増やしていきたい、高齢者だけでなく、若い世代にとっても魅力的なまちにしてほしい等の御意見をいただいたところです。

最近のまちづくりの成果としましては、平成23年に鶴見駅東口地区第一種市街地再開発事業完了、平成27年に花月園競輪場跡地開発の決定、平成30年には旧鶴見工業高校跡地に特別養護老人ホーム、聖灯看護専門学校の開設及び下野谷三丁目公園の整備と、大黒ふ頭にC I Q施設 I 期地区が整備されました。

次に、鶴見区の地勢です。横浜市の最東端に位置し、北東部は川崎市川崎区・幸区、北西部は港北区、南西部は神奈川区に接し、南東部は東京湾に面しています。区域は大きく三つの街に分かれ、下末吉台地の一部である北西部の丘陵地の「丘のまち」、多摩川、鶴見川に囲まれた東側の平地部の「川のまち」、埋立地からなる臨海部の「海のまち」からなります。

次に、現況と課題です。鶴見区は今後も人口増加傾向が続き、平成54年には約31万人まで増加すると見込まれています。

また、若い世代の流入が多いことから、子育てのしやすい環境整備が求められています。

土地利用では、工場系土地利用の減少と住宅系土地利用の増加が見られます。ご覧いただいている図は、区北東部の平成4年と平成25年の土地利用です。平成4年に多くを占めた工業・供給処理施設用地が、平成25年には住宅系用地などに変化しています。都市交通については、鶴見川を初め運河や崖などの地形条件に加え、鉄道や幹線道路に

より地域間の移動が制限されています。

都市環境では、緑被率が市内18区中下から2番目に低く、自然的環境維持・保全するとともに、身近に感じられる緑の創出が課題となっております。

また、外国人人口は市内18区中2番目に多く、他区に比べ南米の方々が多くなっており、多文化共生の環境形成や情報発信など、多文化のまちづくりが求められています。

都市活力では、羽田空港からのアクセスのよさを生かして、観光客の誘致や国際ビジネス拠点としての機能を強化する必要があります。

また、平成31年4月に大黒C I Qが整備されることに伴い、旅客者上陸時の滞在環境整備も求められています。

都市防災では、「風水害」として、洪水や局地的な大雨などによる土砂災害への対応、「地震・液状化」として、丘陵部など木造住宅密集地における地震時の家屋倒壊や火災、また鶴見川沿いや臨海部の液状化の対策等、防災性の向上が求められています。

また、空き家が多く、建物の老朽や腐朽、火災等の危険性、樹木の繁茂等の課題が生じており、空き家化の予防や管理不全空き家の防止・解消が求められています。

これらの課題を踏まえまして、鶴見区では「活力があり安心して住める水辺があるまち」をまちづくりの目標としました。主な都市構造として、「丘のまち」「川のまち」「海のまち」の3つの地域の特性を生かしたまちの環境形成をつくります。

また、駅周辺の生活拠点を定め、鶴見駅周辺は、多様な機能が複合し利便性が備わった区の顔としてのまちづくりを行います。次に、鶴見川環境軸を定め、鶴見川に沿った環境軸の機能を強化します。さらに、鶴見・末広軸、生麦・大黒軸を定め、区の中心と海のまちを結ぶ軸として整備します。

次にテーマ別の方針です。御覧の六つを定めます。

まず、土地利用方針としては「まちの特性を生かし住環境と商業工業が共存するまちづくり」を定め、主なポイントに住宅地域、内陸部の工業地域を挙げております。

都市交通の方針としては、「安全・快適に移動できる交通基盤づくり」を定め、主なポイントに、道路網の整備の推進では末吉橋の架け替え、末吉橋・新鶴見橋間における新たな人道橋の整備を、鉄道・バスをはじめとする公共交通網の充実では、相鉄・JR直通線から直通する電車の鶴見駅停車、駅改良に合わせた歩行者デッキ等駅周辺の整備など、鶴見駅のターミナル機能強化、朝夕時間帯の輸送力確保など、快適で利便性の高い路線となるよう、事業者と連携した取組の推進、連節バスの導入やシャトルバスの共同運行など、立地企業とも連携した交通環境の充実としています。

都市環境の方針としては、「鶴見川を生かし緑を創出するまちづくり」を定めており、主なポイントは、自然の保全・回復、だれもが親しめる自然・水と緑の環境づくり、脱炭素・低炭素型まちづくりです。特に鶴見川沿いのオープンスペースなど、水と緑の環境を適切に維持管理し、身近な空間における緑の創出を進め、豊かな水と緑を感じられる暮らしの環境づくりを進めます。御覧の3枚の写真は、それぞれのポイントにつながる活動やイベントの様子です。

都市の魅力の方針としては、「歴史・景観・文化を生かした魅力づくり」を定め、主なポイントに区の個性を生かした魅力づくりを挙げております。旧東海道やみその公園横溝屋敷など、歴史を感じさせる景観づくりや歴史資源を生かした魅力づくりの推進、海からの眺めを生かした水上交通の観光利用などを検討します。

また、民間企業と連携し、技術や環境等の取組の発信や、インダストリアルエンターテインメントの地域形勢を目指します。国際色豊かな人たちと街の魅力を発信し、多文化共生のまちづくりを推進します。ご覧の写真は、それぞれのポイントにつながる主なものになっております。

都市活力の方針については、「産業基盤の強化とコミュニティーづくり」を定め、主なポイントに京浜臨海部の再編整備を挙げております。生産機能の強化や成長・発展分野の強化、生産機能と連携した研究開発機能の強化等の産業振興を図ります。

また、羽田空港国際化を踏まえ、都心や世界とつながる優位な立地を生かしながら、物流施設の立地誘導を図り、ロジスティックス・ネットワークスの中枢的な拠点形成を図ります。鶴見線やバス便の増強等により、交通アクセスの改善や利便施設の立地誘導等を事業者と連携して進めます。研究者や来街者が触れ合い楽しめる産業観光の取組を進め、地域のにぎわいづくりに取り組みます。

都市防災の方針については、「安全・安心の住まいや環境づくり」を定め、主なポイントに、風水害、地震・液状化、空き家、川崎市との連携を挙げております。四つ目の川崎市との連携では、広域避難場所や地域防災拠点等の相互利用、合同訓練等を協働して推進します。

これらのテーマ別の方針のほかに、地域別方針も定めております。各連合町内会で区分し、身近なまちづくりの目標やその方向を示すもので、各地域からの意見を参考に作成しております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

●森地会長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について御意見、御質問をお願いいたします。

●村松委員

先ほどの南区もですが本当によくできたプランで、職員の方が本当に一生懸命つくっていらっしゃるのが、私たちの区の時もヒアリングに来られて、とてもわかりました。前回、たしか委員長からどの区も同じようなプランになってしまっているというようなお話がありましたけれども、区長が公選ではないので、50年、100年先ぐらいを見通した区のビジョンを語って、それを民主的に決めていくという仕組みがないわけです。そうすると、横浜の場合、区がつながってしまっていますから見えにくいところもあるのですが、この区はどういう特徴があって、どういうビジョンを持つかということをお話し合う場が市民参加で必要なのではないかと思います。今の区のマスタープランの、マスタープランですから総合計画よりは1つ下なのかもしれませんが、意見募集はた

くさんやっているのですが、行政がつくったプランへの意見を募集するだけで、市民が一からつくるというような形には多分なっていないので。少し時間をかけて市民が自分たちのまちを本当に考えてビジョンを持つような、そういった市民参加の形をつくっていけないかなと思います。意見募集だけ、1回だけだと、市民というのはどうしても自分たちの身の回りの生活の利便性みたいなことばかりが先に立ちますので、もうちょっと区全体の姿を考えるような形の市民参加ができないものかと思っています。その点、いかがでしょうか。

●森地会長

いかがでしょうか。

●都市整備局地域まちづくり課長

都市整備局の地域まちづくり課長の磐村と申します。よろしくお願ひいたします。

各区それぞれ区プランをつくることについては、それぞれいろいろな区の特性に応じた取組の仕方をしております。今、委員が言われたように、単に意見募集をすればいいんじゃないかというところは、確かにちょっと考えなければいけないところではございます。区プランについて言いますと、一番最初につくった区プランのときは各区それぞれ、ワークショップという言い方もあれかもしれないですが、そういったことで市民の方も参加してつくっているという経緯は各区共通しております。そういう骨組みができておりますので、基本的にはそれをベースに、今回は改定ということでございますので、改定においては基本的には広く意見募集は丁寧に行っていくという形は踏襲しております。そういった意味で、このような素案原案という形で様々なチャンネルを使って意見募集の機会を設けて、また説明会という形で地域のほうに御説明に伺うという形をとって、なるべく広く皆様の声を伺う機会を設けているというやり方で改定作業の方は進めているというところです。

●鶴見区区政推進課長

改めまして、鶴見区役所区政推進課長の飯島です。

今の都市整備局の説明にもありましたが、我々としまでも住民の皆様とともに計画をつくっていききたいという思いがあります。ですので、先ほどスライドでも説明させていただきましたが、意見交換というものを、素案ができる前の段階で、現在の計画を持っていったのですが、それをたたき台にしながらというか、17地区連合町内会や主な関係団体の皆様とざっくばらんな意見交換会をさせていただいて、計25回行いました。その中でいただいた主な意見を踏まえた形で改定素案をつくっておりますので、一方的なやりとりにならないように、今後も心がけていきたいと考えております。

●森地会長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

●高橋委員

3点なのですが、意見というか、今見る中で、特に安全対策に対して、4年前でしたか、8月に踏切の事故がございましたよね。生見尾踏切でしたか、鶴見に関しては課題

はあると思っておりまして、その辺がごめんなさい、ちょっと今一瞬見る限りでは見当たらなかったなということ。

もう一つ、先ほど南区のプランを見ていて、三春台の話が出ていたと思うのですが、実は私は三春台に前に住んでいまして、まちづくりの委員だったものですから、今回あいつの形で報告書の中に活動の実績として写真が載っていたりすると、市民活動をしているグループの、特にまちづくり、防災を一生懸命やっているグループの方たちは嬉しいと思うのですね。だから、本当に南区のものを見ていて嬉しく思いまして、コラム等であいつの形で紹介するのもいいのかなと思いました。

あと、3点目なのですが、多文化共生に関して、先月オーストラリアに視察に行っただけで、その辺をいろいろ勉強する中で、これから外国人の就労を多く受け入れる中では本当に重要なテーマ、課題だと思っています。特に鶴見区のほうでは区内中2位。1位は南区ですかね。多分そういった中では、ほかの区も参考になるといいますから、その辺、しっかりとプランに出していただけたら嬉しいなと思いました。意見3点です。

#### ●鶴見区区政推進課長

ありがとうございます。まず、1点目の生見尾踏切の関係につきましては、今日のスライドの中では御紹介が漏れましたが区としての重要な課題でございますので、道路局のほうと連携をしながらしっかりと進めていきたいと考えております。ですので、冊子のほうにはしっかりと書かせていただいております。

それから、防災のまちづくりに関わる市民の活動の御意見でございますけれども、それもすみません、今日のスライドには入れていなかったのですが、我々の区役所のほうでも防災まちづくりの評議会をつくって、頑張っている自治会がございますので、その御紹介をさせていただくとともに、今日のスライドで、防災のまちづくりではないのですが、環境のところのスライドの一番上の写真なのですけれども、これも区内のルート1という緑の保全団体の取組でございます、これについても区役所としては、本当に頑張っている取組でございますので、冊子の中でコラムとして御紹介させていただいているところでございます。

それから、最後に御意見をいただきました多文化共生につきましても、委員のおっしゃるとおり、本当に鶴見区としても大切な課題だと考えておりますので、しっかりと書いて、我々は多文化共生のまちづくりという宣言をしておりますけれども、それを引き続き進めてまいりたいと考えております。以上です。

#### ●高橋委員

ありがとうございました。

#### ●森地会長

ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

都市計画課長にたびたび申し上げているのですけれども、横浜は都市計画の日本を先導したところなのです。あるいは防災も、鶴見川というのは都市河川の第一号でいろいろ

ろなことをやってきたでしょう。それで、淡々としてやる区の計画と鶴見区は、僕は違うと思うのです。鶴見区は、要するに工業地域で、しかも川もある。いろいろな意味で、工場が流出してそこをどうしようかと日本中でみんな困っているようなときに、横浜市を見ればというふうになっているのかと。何か淡々として、当たり前前の方が書いてあってという印象で、何か私は大変物足りないのです。先々月、僕はハンブルグに行って、ハンブルグの臨海部開発はMMよりももっとでかいのです。そこに横浜通りなんてあるんですよ。それで、水害・高潮対策で、下は使ってもいいけど、ここからは住宅はやれないような構造にするとか、道路の空間を全く違うようにするとか、そういうことをやっているのだけれども、かつてMMをいろいろな人が見に来たのです。考えてみると田園都市開発もそうだし、MMもそうだし、金沢地先もそうだし、いろいろなことをやってきた。この区はそういうことができる場所ではないかという気がするのですけれども、何か当たり前のように書いているばかりで、世界に対してこんな立派なことをやっているという意気込みがどうも感じられない。さっきの写真ではね、鶴見川にカーブをあれするのはいいけれども、他と違うものをやっていますとか、何か、もう一年あるからもうちょっと何とかありませんかね。ちょうど僕、臨海地区の再開発の委員長をやっていたものですから、あそこもいろいろな格好で動き出す可能性があるのです。だから、そのときに、事業をやっている側の人たちはその地区で合意形成ですが、マスタープランとしてはもうちょっと、ここはこういう格好で先導するけれども、周りところやっていくとかというのがあってもいい気がするのです。ちょっと委員長が暴走しては申し訳ないのですが。

#### ● 建築局都市計画課長

半分、私の都市計画課長としての意見も多少入ったの発言となることをお許しいただきたいのですが、やはり鶴見区はほかの区と比べると、まず京浜臨海部としての大きなエリアの一部であるということ。それに加えて、工業系での土地利用転換の課題が非常に顕在化してきておまして、人口の増加は、結果、土地利用転換のたまものでございます。それに対していろいろと、場合によると少し計画的ではないような形で学校等の対応ですとか、いろいろな土地利用上の課題を抱えていると私どもも認識をしております。今日御紹介をさせていただきましたのは、一応、ある程度全体像をお示ししたということでございまして、ともすると少し特徴的なところを省略してしまった部分は大変申し訳なかったなとは思っています。これからまたさらに、京浜臨海部の再整備マスタープランが9月にできました、これをどこまで書き込むかというのは、一生懸命書き込むつもりでおります。あと、この場での御紹介に関しても、鶴見区のマスタープランに、他の区もそうなのですが、なるべく具体的にどのような特徴があって、それがどのように対応するのか。あと、少し御指摘のありました、当初つくって10年経って、どのような成果が出たのか、どのような課題があったかも、もう少しわかりやすく説明をしたほうがよろしいというのは事務局としても感じているところでございますので、紹介できていなかったからやっていないわけではなくて、やっているつもりでおります。なので、

そこは皆様に伝わるように、しっかりとマスタープランとしてお示しできるように努力してまいりたいと思います。

●森地会長

今までの御説明に比べたら十分特色はあるのだけれども、特色の打ち出し方が違うのではないかと。淡々とし過ぎていませんか。日本の工業地区の転換をリードするプランをつくりますとか、何かそういう意気込みが感じられない。どうぞ。

●高見沢委員

私の立場は、会長から叱られるというか、叱咤激励する立場も兼ねています。今の鶴見区の出だしはすごくよかったと思います。よかったというか、非常にダイナミックに変わっているのだなという気がひしひしとしました。特に、例えば住宅という意味でも、外国からお客さんが来て、接岸して日本に入りやすくなった。では、その人たちはどういうふうに行動するのかと。羽田空港が国際化していっぱい人が来ると。しかも、多文化共生だというときに、非常に気持ちとしてはわくわくするような感じなのを、どうやって都市計画にするか。ただ、区だけでは受けとめられないので、場合によっては建築局とか、全庁を挙げての住宅政策とか、そういうのと絡めて議論しないと政策としてはできないのかもしれないのだけれども、非常に鶴見区独特な感じが出ていまして、よかったなと思います。南区がいけなかったというわけではないのですけれども、それぞれの区の特徴をより皆でつかみながら今後議論していきたいなと思います。

●森地会長

ありがとうございました。関内をこれからどうするかというのと並ぶぐらい、全国的というか外国からも注目される対象になり得る場所だと思うのです。それから、余計なついでですが、結局かつてのこのまちを先導した都市計画家たち。若い人たちが横浜市に入りたいと、東大の都市工を出た連中が一番そう言っていた。若い人たちにそういうチャンスがないのです。そういうときに、区のプランというのはチャンスでもあるし、逆に言うと、そこでしっかりしなかったのは、将来幹部にしないというぐらいの、ぜひそれぐらい元気付けて、しつこいようですが、市民はもちろん意見を聞かなければいけないのだけれども、プランナーとしてもう一步飛躍したものをつくれなにかということをぜひ御検討いただければと思います。すみません、余計なことばかり申し上げて。

何かございましたらどうぞ。よろしいでしょうか。それでは、報告2は以上で終わります。

## 10 閉 会

●森地会長

最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

●建築局都市計画課調査係長

次回の開催は来年、平成31年1月18日金曜日、午後1時半から、会場は本日と同じラジオ日本クリエイトA B会議室を予定しております。正式な開催通知については後日改めてお送りしますので、ご確認くださいませようお願いします。事務局からの連絡は以上でございます。

●森地会長

以上をもちまして、第149回横浜市都市計画審議会を閉会します。本日は御審議いただきましてありがとうございました。